

(第二十五部)

第二回 参議院決算 治安及び地方制度 運輸及び交通連合委員会會議録第二号

(二二四)

昭和二十三年四月六日(火曜日)午後三時十一分開會

本日の會議に付した事件

○海上保安廳法案(内閣送付)

○委員長(下條康吉君) それでは決算、治安地方、並びに運輸交通の連合委員会を開きます。海上保安廳法案につきまして昨日質疑が終つておりますので、御意見を承りて置きましたところでありまして、引き続き御意見がございましたら、この際お述べを願いたいと思ひます。

○兼岩傳一君 第二十一條が港則法案と関連をいたしておりますので、港則法案について意見を、二申述べたいと思ひます。

先ず第一に、これは必ずしも港則法案ではございませんが、この海上保安廳法案にもあるのが、港長という名稱ですが、港長というのは實際上数名又は十名程度の部下を以て港の交通保安警察を掌る職分のものであります。ところが港には港の管理運営をするために二百人、或いは三百人という大規模な機構があります。ところが港長という、つまり外國のハーブアー・マスターを直譯された名稱を用いますと、國民にとつて一般的に錯覚が起きますのであります。これは丁度町の警察署長を市長、町長と稱するようになつて感ぜられるのであります。で、私は職分に適當した名稱はどうかと思ひのであります。例えば保安長とか警察長というようになつて直した方がいいというふ

うに考へておりますが、この點念のためにもちよつと政府委員の……、つまりハーブアー・マスターというのを單に直譯されたのか。そうでなくて、この名が非常にいいと思つておられるのか。或いは私の提案する保安長、警察長というような點を考へて港長とされたいかどうか。

○政府委員(山崎小五郎君) ここで港長と出ましたのは、從來からも開港港則というもので港長ということになつて、日本でも港長と言つておりますし、又外國でもこれをハーブアー・マスター、ポート・マスターとか申しまして、大體さういふ同じような名前を採つておりますので、その關係からも港長という言葉は實は出しておりました。港の管理運営の方は外國ではポート・ディレクターとか、或いはポート・マネージャーというのがございますが、それはどういふうな日本語に譯すか知りませんが、この港長というのは今までどういふうに名前が通つております。新しい名前でもないものでありますから、特に變える必要は認めないというふうに私共は思つておるのでございませう。

○兼岩傳一君 それから第二の點の意見……今度は港則法案の問題なんです、港則法案をみますと、鎮地の指定を、鎮地の指定にもこの港長の許可を受けるというふうになつております。それで我々は私共の主眼をしておりましたところの地方港灣管理者協議會の人たちが連合軍當局に港長の職務限

を尋ねました際に際しても、港長というものは原則として特定の船舶に對して特定の鎮地を指定するといふようなことが、つまり特定の鎮地に指定するとか、或いはどの埠頭に繋留するといふようなことを命令するといふようなものでない。さういふような仕事をするのは、これはつまり船舶がどの埠頭を使用するかといふような問題に携わるものではない。つまり埠頭に或る船舶があるといふことが、その船舶自身或いはその埠頭にとつて公共の危険を齎す虞がある場合にだけ、港長は關係するものではないといふことを連合軍の方でも、協議會に對して、つまり地方港灣管理者協議會の方に言つておられるのであります。私共もその通りだと思ひます。鎮地指定や轉鎮は港の運

港において港長が鎮地を指定すべきだと私は思つております。さういふ必要のない港にまで一々警察官が……ストップをやる必要はないのであります。で、ゴーストストップをやる所というのは、日比谷公園前とか、特に交通の忙しい所だと思ひます。さういふ意味で私共が今作つております草案につきましても、港長は港に對して全部鎮地指定をやるのじゃなくて、非常に常に船舶の往來の多い港に對しまして、大體鎮地の指定をやらせるといふことじゃないかと思つております。

○兼岩傳一君 第三の意見を申述べ、これに對して大臣の見解を聞きたいと思ひます。それでこれに對する御返事の如何によつて、私共大いにこの法案の審議に對して考へなければいかんと思つております。港長が鎮地指定までする必要がある港、例えば日比谷公園というところを今政府委員が言はれましたが、その問題が、つまり港則法案の第五條第二項に命令の定める船舶は、命令の定める特定港に入港する際、云々となつております。この「命令の定める特定港」といふのは、如何なる港とするつもりでこの草案を作つておられたかという問題、これがつまり第二十一條の審議に對する一つの根本問題であります。一步を置つて我々は或る種の特定港に對して假にこれを認める

と假定した場合に、どのような精神からそれを認めるかと申しますと、それはつまり國が作り、且つ國が管理してゐる國營港、第一種重要港、これは

横濱港、神戸港、下關港、門司港、敦賀港の五港であります。これらの五港は國が築造し且つ國が管理してゐるものでありますから、國の警官がこれの取締に當るといふことも、或る意味において領けなないことではないと思ひます。果してさういふふうなのか。さうでなくて、これ以外にも出て行つて、つまり地方廳が築造し、地方廳が管理してゐるものをも、いわば日比谷公園的なものといふふうに取り上げてやつて行かれる覚悟であるのか。これをはつきり聞いて、後の決算委員會の我々の態度を決めたいと思ひますので、この問題は大臣からはいきりした御返答が頂きたいと思ひます。

○國務大臣(岡田勢一君) 今兼岩さんの午前からの御質問でありましたが、この港則法第五條第二項「命令の定める特定港」の意でございまして、これは大體兼岩さんが言われましたところと同じような考へを持っております。いわゆる第一種重要港は横濱、函館、大阪、神戸、門司。門司は港灣行政が一つになつておるようでありませう。それから言われたいは敦賀、長崎というふうな心組で今のところではあります。

○兼岩傳一君 只今大臣が第一種重要港ならば、京濱でなくて、東京を含まない横濱港、それに第二に神戸港、下關、門司及び敦賀、それだけが第一種重要港であり、これだけが國が築造し、國が管理してゐるのであるのに、今の御意見によりますと、その外

東京は入らなかつた。大阪、長崎その他商館等をつておられますが、それは第一種重要港でないところのものを、どういふ根拠でこれに指定し、命令に定めるところによるといふように考えておられるが、御返答を頂きたい。

○國務大臣(岡田勢一君) 函館、長崎は古くからやはり第一種重要港として行政上の理由、その他の取扱を受けておるものと考へておりましたので、さうに考へておりましたのであります。又對外航路等が開かれました場合には、やはり北海道で「港」商館等は最も頻りに外國船が入る所であり、又アジア大陸に對して、長崎が關門を離れましてから、九州としましては一つの根據地になるというような考へ方から考へておりましたので、併しこれはいづれ港則法が出来て、皆様の御審議を仰ぐことになりますので、只今のところは單なるアイデアにしか過ぎませんので、確定は國會の皆様の御決定を俟つことによつて決めるわけでありませう。

○兼岩一君 東京、大阪は今のアイデアにおいて除外されているのでありませうか。

○國務大臣(岡田勢一君) 大阪は先程私申し上げましたが、東京の方は大體今のアイデアでは考へておりませう。

○兼岩一君 大阪は考へておりませうか。

○國務大臣(岡田勢一君) はあ、考へております。

○吉川末次郎君 私は第二十一條の第二項の、先程來問題になつております「港則法に規定する事務を掌る。」と

いうのを「港則に關する法令に規定する事務を掌る」というように修正すべきものであるといふことについての主張をいたしたいと思ふのであります。その理由につきましては、先程の會合におきまして申し上げたごとくでありまして、運輸省の當局もまだ存在していないところの法律である港則法といふようなものを假定して立法するといふことは、法律的に不能であるといふ見解については賛意を表されておるところなのであります。今聞くと、そこによれば、事前に衆議院においてまだ本會議に諮つておりませんので、衆議院の委員會側の事前の修正を求めたのであります。賛意を表されなかつたのであります。衆議院の意思如何に拘わらず、法律的に不能なことを立法することは出来ないと思ひますから、參議院はよろしく修正すべきものなりと考へております。ただ併しなから「港則に關する法令」といふ言葉が法律的な立場から適切な字句であるかどうかといふことにつきましては、私自身におきまして十分の確信を持たないものでありますけれども、私がさういふ言葉において意味しているところにつきましては、皆さんも内容において御了承願ふことであると思ふのであります。その言葉の妥當性につきましては當局とも話し合ひの上検討して、他に適切な字句があれば直してもいいと思つておりますが、大體その意味するところは御了解願ふことと思ふのであります。

○委員長(下條廣吉君) 他に御意見も……

○岡本愛祐君 先程兼岩委員から御質問になりました港長を置くところですが、この昨日頂きました海上保安廳構案、これを見ますと港長事務所というのが置かれる所が書いてあります。それに若松出張所、そこに港長事務所というのが挿入されてあります。それから佐世保海上保安部、そこに港長事務所とありますが、今運輸大臣からお話を港長を置く所というのと、これは違つておられますが、どういふわけですか。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の兼岩委員が申されたのは、港長を置いて、尙且つその港長が鎮地を指定する港が問題になつたのであります。港長を置くか置かないかの問題とは話が違ふのであります。

○岡本愛祐君 昨日私は本案の十七條その他に關しまして質問をいたしたものであります。そのとき運輸大臣は御缺席でありましたから、もう一度その質問を繰返して今日はつきりした御答辯をお願いしたい、研究しておいて頂きたいといふことを政府委員に頼んで置きました。一つはつきりした答辯を大臣なり政府委員から承りたいと思ひます。

十七條によりますと、海上保安官が船舶に立入検査をする、こういふことが書いてありますが、そのとき船長が拒んだというときにはどうするか。昨日の山崎政府委員の御答辯では、拒まれたら立入検査をしないといふふうな御答辯であつたのであります。併しそんなことは密貿易、不法入國その他の犯罪の豫防もできないといふことになるのであります。本案におきましてまず第一條に「捜査し、及び鎮壓するた

め」と「捜査」といふ字を使つております。第七條においても「捜査」といふ字は使つてあります。だから捜査することはこの法案の前提になつておると思ふのであります。そうすれば立入検査せんとして拒まれたら、やはり侵入して、そうして捜査をするといふことになるんだらうと思ふのです。そういうことになれば憲法の第三十五條の規定に關連して来るのであります。何人とも雖もその住居、書類及び所持品について侵入、捜索及び押収を受けることのない權利は、現行犯の場合を除くは令狀を持つて行かなければならぬ。權限を有する司法官憲が發する各別の令狀を持つて行かなければならぬ。こういふことになるのであります。申すまでもなく、海上における船舶に對して拒まれたら、それからその船をそのまゝにして置いて令狀を取りに行くわけには行かぬと思ふのであります。そういうことに對してはどういう措置をせられるおつもりか、それをつきり一つ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡田勢一君) お答え申し上げます。船長が立入検査、或いはいろいろの證據書類或いは資料の提出を拒みました場合にはどうかという御質問、これは大體運用の問題になりまして、施行細則を多分作られると思ひますが、その取扱ひの運用に關するものは、大體今の考へといひましては、十分なる資格を證する法的の命令書なりを持つておりませう。場合、又その臨檢いたしました保安官の身分が低く船長に對する命令の遂行が不可能でございます場合には、停船を命じまして、そうして所要の法

的手續を取りまして、その目的の捜査なり検査を遂行する、こういふふうなことになると思ひます。

○岡本愛祐君 そういたしますと、昨日これも申し上げて置いたのですが、第十八條の規定になりました「海上保安官は、その職務を行うため四圍の情況に眞にやむを得ないときは、……左に掲げる處分をすることが出来る。」といふので、その第一號に「船舶の進行を停止させ、又はその出發を差し止めること。」といふことになるのであります。ところが單に立入りしよと思つたが、それは困るからと斷られたそれだけのためにここにいわゆる「その職務を行うため四圍の情況から眞にやむを得ない」といふことがいえるかどうか。これは一般の國民につきまして、現在の警察制度では、ただ調べようと思つて向うがいやだと言つたのを引張つて来るわけには行かないのであります。そのために憲法の三十五條があるのですから、これが警察自身にとつては甚だ不便なことであつて、そういうことではなか／＼犯罪を檢舉する効果が舉らないといふ歎きを見ておられるわけでありませうけれども、それは一方からいへば無辜の民の自由を束縛しない、自由が保障されておるわけでありませうから、やたらに船長が立入りを拒み検査を拒んだからといつて、直ぐその進行を止める、その出發を差し止めるといふことはどうかと思ひます。犯罪の嫌疑が濃厚なときにはそれができる。それは昨日申したように、公共の福祉のためこの犯罪を放つて置けばえらいことになる。これはどうしてもこの犯罪を止めなければならぬといふときにはできますけれども、單

的の手續を取りまして、その目的の捜査なり検査を遂行する、こういふふうなことになると思ひます。

○岡本愛祐君 そういたしますと、昨日これも申し上げて置いたのですが、第十八條の規定になりました「海上保安官は、その職務を行うため四圍の情況に眞にやむを得ないときは、……左に掲げる處分をすることが出来る。」といふので、その第一號に「船舶の進行を停止させ、又はその出發を差し止めること。」といふことになるのであります。ところが單に立入りしよと思つたが、それは困るからと斷られたそれだけのためにここにいわゆる「その職務を行うため四圍の情況から眞にやむを得ない」といふことがいえるかどうか。これは一般の國民につきまして、現在の警察制度では、ただ調べようと思つて向うがいやだと言つたのを引張つて来るわけには行かないのであります。そのために憲法の三十五條があるのですから、これが警察自身にとつては甚だ不便なことであつて、そういうことではなか／＼犯罪を檢舉する効果が舉らないといふ歎きを見ておられるわけでありませうけれども、それは一方からいへば無辜の民の自由を束縛しない、自由が保障されておるわけでありませうから、やたらに船長が立入りを拒み検査を拒んだからといつて、直ぐその進行を止める、その出發を差し止めるといふことはどうかと思ひます。犯罪の嫌疑が濃厚なときにはそれができる。それは昨日申したように、公共の福祉のためこの犯罪を放つて置けばえらいことになる。これはどうしてもこの犯罪を止めなければならぬといふときにはできますけれども、單

二項の、先程問題についてあります。港則法に規定する事務を掌る。」と

○岡本愛祐君 先程委員から御質問になりました港長を置くところですが

であります。本案におきましては、第一條に「捜査し、及び鎮壓するた

運行が不可能でございます場合には、船舶を命じまして、そうして所要の法

りしてこの犯罪を止めなければならんというときにはできますけれども、單

に向うから断つたから取調べるというだけでは、これだけの重大な事項はできないと私は解します。その點に對する御見解を伺います。

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

○國務大臣(岡田毅一君) この船舶の停止を命じ或いは出發を止めますといふようなことは、相當に重大なことでありまして、それだけの處分を命じま

十分な捜査ができる手続を取られることが必要ではないかと、こゝういふふうには私は考へるので、その御研究を、政府でも願ひ、又國會においてもいたしたいと考へる次第であります。

今日に、わざ／＼こゝした條文を設けることは適切でないと思へます。第二十五條を全部削除することを私は主張したいのであります。

いゆる港務部というやうなものがな

然、今現在港務部長といふか、

委員

太田 敏兄君
西山 龜七君

國務大臣

運輸大臣 岡田 勢一君

政府委員

運輸事務官
(海運局長、不
法入國船舶監
視本部副部長)
山崎小五郎君

治安及び地方制度委員

委員長

吉川末次郎君

理事

中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡本 愛祐君
小野 哲君
柏木 康治君
阿竹齊次郎君

運輸及び交通委員

理事

丹羽 五郎君

委員

小泉 秀吉君
中村 正雄君
小林 勝馬君
飯田精太郎君
尾崎 行輝君
新谷寅三郎君
早川 慎一君
北條 秀一君

昭和二十三年七月四日印刷

昭和二十三年七月五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局